



株式会社ハイデイ日高

<お土産について>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7611/>



# 第48回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年5月26日(火曜日) 午前10時  
受付開始：午前9時

開催場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5  
パレスホテル大宮「ローズルーム」(4階)  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第3号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株式会社ハイデイ日高

証券コード：7611

株主各位

証券コード 7611  
2026年5月8日  
(電子提供措置の開始日2026年5月1日)  
埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目118番地  
**株式会社ハイデイ日高**  
代表取締役社長 青野 敬成

## 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページから5ページの「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2026年5月25日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hiday.co.jp/ir/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7611/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ハイデイ日高」または「コード」に当社証券コード「7611」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

敬 具

<b>1 日 時</b>	<b>2026年5月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）</b>
<b>2 場 所</b>	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 パレスホテル大宮「ローズルーム」（4階） <small>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） お土産及びお飲み物の提供はございません。</small>
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b> 第48期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件</p> <p>第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>
<b>4 議決権行使の取り扱いについて</b>	<p>(1) 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>(2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人としてその議決権を行使いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。</p> <p>(4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨と、その理由を当社にご通知ください。</p>

以上

会社法に基づき、電子提供措置事項については、1ページ記載の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。




なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2026年5月26日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年5月25日（月曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p><b>インターネット等で議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年5月25日（月曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
--	--	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

印刷取付欄

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

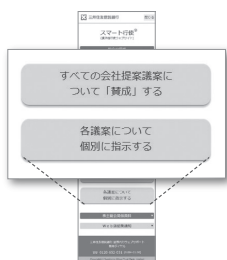
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

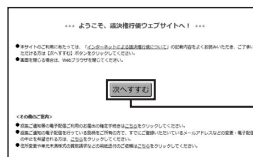
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**  
 電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
 （受付時間 9：00～21：00、年末年始を除く）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	属性
1	神田 正 <small>かんだ ただし</small>	代表取締役 執行役員会長	再任
2	青野 敬成 <small>あおの ひろしげ</small>	代表取締役 執行役員社長	再任
3	原田 隆行 <small>はらだ たかゆき</small>	取締役 執行役員 営業本部長兼 営業部長	再任
4	島崎 幸司 <small>しまざき こうじ</small>	取締役 執行役員 行田工場長	再任
5	石田 淳 <small>いしだ じゅん</small>	執行役員 経営企画部長	新任
6	石田 徹 <small>いしだ とおる</small>	社外取締役	再任 社外 独立
7	齊藤三希子 <small>さいとう みきこ</small> (現姓：青山) <small>あおやま</small>	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かん だ ただし  
神田 正

再任

生年月日

1941年2月20日

所有する当社の株式数

3,621,633株

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1973年2月 中華料理来来軒開業  
1978年3月 (有)日高商事設立、代表取締役社長  
1983年10月 同社を改組し、(株)日高商事（現(株)ハイデイ日高）設立、代表取締役社長  
2006年5月 当社代表取締役社長（兼）執行役員社長  
2009年5月 当社代表取締役（兼）執行役員会長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

当社創業以来の豊富な業務経験と外食産業の経営全般に関する知識を有するとともに、当社の取締役に相応しい人格を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

あお の ひろ しげ  
青野 敬成

再任

生年月日

1974年4月3日

所有する当社の株式数

36,353株

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1999年4月 当社入社  
2016年5月 当社営業部長  
2017年5月 当社執行役員営業部長  
2018年9月 当社執行役員営業管理部長  
2019年2月 当社執行役員営業管理部長兼情報システム室長  
2019年5月 当社取締役執行役員営業管理部長兼情報システム室長  
2022年5月 当社代表取締役（兼）執行役員社長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な業務経験と経営全般に関する知識を有するとともに、当社の取締役に相応しい人格を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

はら だ たか ゆき  
原田 隆行

再任

生年月日

1974年1月14日

所有する当社の株式数

7,084株

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号 4

しま ざき こう じ  
島崎 幸司

再任

生年月日

1969年9月15日

所有する当社の株式数

2,230株

取締役会出席状況

10/10回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1994年4月 当社入社  
2016年6月 当社執行役員営業部長  
2019年9月 当社執行役員採用教育部長兼お客様相談室長  
2022年8月 当社執行役員人事部長兼お客様相談室長  
2024年5月 当社取締役執行役員営業本部長兼営業部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

営業部門及び人事労務部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社の取締役に相応しい人格を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

#### 略歴、当社における地位及び担当

2013年8月 当社入社  
2024年5月 当社執行役員行田工場長  
2025年5月 当社取締役執行役員行田工場長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

食品製造・品質保証・生産技術部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社の取締役に相応しい人格を有しており、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

5

いし だ じゅん  
石田 淳

新任

生年月日

1968年1月21日

所有する当社の株式数

200株

取締役会出席状況

— 回

#### 略歴、当社における地位及び担当

2022年6月 当社入社、経営企画部長  
2024年5月 当社執行役員経営企画部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

財務・経理・IR・経営企画部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社の取締役に相応しい人格を有しており、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

いし だ とおる  
石田 徹

再任

社外

独立

生年月日

1954年5月15日

所有する当社の株式数

200株

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 日興証券(株)（現SMB C日興証券(株)）入社  
2000年7月 (株)三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)）  
経営戦略本部IRコンサルティング室長兼プリンシパル  
2006年6月 (株)阪神調剤薬局（現(株)スギ薬局）取締役管理本部長兼経営企画部長  
2012年5月 (株)アイ・アール・ディレクションズ代表取締役社長（現任）  
2022年5月 当社社外取締役（現任）  
2025年6月 (株)かわでん社外取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

(株)アイ・アール・ディレクションズ代表取締役社長  
(株)かわでん社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場会社等複数の企業における経営経験並びに十分な経営能力を有し、また、社外取締役として豊富な経験に基づき経営全般の監督と経営への助言などを行っていただき、当社の取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。豊富な経験に基づく独立かつ公正な立場での、より一層の成長につながる当社の経営全般の監督と経営への助言を期待しております。

候補者番号

7

さいとう みきこ  
齊藤 三希子

あおやま

(現姓：青山)

再任

社外

独立

生年月日

1975年8月10日

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

10/10回

#### 略歴、当社における地位及び担当

1998年4月 (株)電通入社  
2005年3月 (株)齊藤三希子事務所 (現エスエムオー(株)) 代表取締役CEO (現任)  
2021年6月 (株)バルカー社外取締役 (現任)  
2025年5月 当社社外取締役 (現任)  
2025年6月 (株)東和銀行社外取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

エスエムオー(株)代表取締役CEO  
(株)バルカー社外取締役  
(株)東和銀行社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ブランディングのコンサルタント会社の経営経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社の取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。企業経営に関する豊富な経験と知見に基づく、独立かつ公正な立場での、企業価値の向上につながる当社の経営全般の監督と経営への助言を期待しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石田徹氏及び齊藤三希子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、石田徹氏及び齊藤三希子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 石田徹氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
5. 齊藤三希子氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、石田徹氏及び齊藤三希子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。各候補者が取締役现就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、取締役会において決議のうえ、更新する予定であります。

【ご参考】 第1号議案が承認された場合の取締役のスキルマトリックス(予定)  
 取締役の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

	氏名	属性	特に専門性を発揮できる分野									
			企業経営・ 経営戦略	店舗運営・ 営業	マーケティング	製造・ 品質管理	IT・ DX	法務・ コンプライアンス	財務・会計・ ファイナンス	人事・ 労務	グローバル	
取締役	神田 正		○	○	○							
	青野 敬成		○	○	○			○				
	原田 隆行		○	○							○	
	島崎 幸司		○			○						
	石田 淳		○					○		○		
	石田 徹	【社外】	○	○	○					○	○	
	齊藤三希子 (現姓：青山)	【社外】	○		○						○	○
(監査 取締役等 委員)	小山 茂和	【社外】	○					○	○	○	○	
	奥村 太久実	【社外】	○						○	○		
	平栗 敬子	【社外】							○	○	○	

※上記一覧表は、各人の有するすべての専門性や経験を示すものではありません。

## 第2号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2023年5月24日開催の第45回定時株主総会において、一事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬額について固定枠として年額1億60百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）、変動枠として当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円とし、社外取締役には支給しない。）と決議いただき今日に至っておりますが、これを廃止したうえで新たに取締役の金銭報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢や当社業績等諸般の事情を勘案し、固定枠として年額1億60百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）、変動枠として当事業年度の営業利益の0.5%（上限50百万円とし、社外取締役には支給しない。）としたいと存じます。

本議案の内容は、社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て、取締役へ報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。また、昨今の経済情勢等諸般の事業を考慮して定めたものであることから、相当であると考えております。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

なお、第3号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」でご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬は、本議案に係る報酬等とは別枠といたします。

現在の取締役は6名（うち、社外取締役は2名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認されますと取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）となります。

## 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年5月24日開催の第45回定時株主総会において、固定枠として年額1億60百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）、変動枠として当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円とし、社外取締役には支給しない。）とご承認いただいております（変動枠については、第2号議案においてご承認いただきました場合は、当事業年度の営業利益の0.5%（上限50百万円とし、社外取締役には支給しない。）となります。）が、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、取締役の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現在の対象取締役は4名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」という。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものとします（以下「現物出資方式」という。）。本制度に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年2万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額50百万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。）。各

対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会の任意の諮問機関であり、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議・答申を経た上で、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2023年5月24日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であること、及び、本議案については、手続の公正・透明性を確保するため、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議・答申を経ていることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

当社は連結子会社がないため、連結計算書類を作成していません。

## 事業報告

( 2025年3月1日から  
2026年2月28日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績が底堅く推移する中、雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、円安傾向の続く為替相場や米国の通商政策に係る影響に加え、中東情勢の不確実性、地政学リスクにより依然として先行きは不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、インバウンド消費の増加により需要は堅調に推移しているものの、原材料価格の高騰、人件費・採用関連費用の上昇、店舗建築費・設備費等のコストも増加傾向にあり、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の中ではありますが、当社は「美味しい料理を真心込めて提供します」を経営理念とし、「お客様に美味しい料理を低価格で提供し、ハッピーな一日（ハイデイ）を過ごしていただく」、このことを基本姿勢とし、より多くのお客様に美味しい料理を提供させていただくことに注力いたしました。引き続き、首都圏600店舗体制に向けて安定的な新規出店、サービス水準のさらなる向上、新商品の投入、積極的な販売施策などを推進し、業容拡大を図ってまいります。

当事業年度における主な取り組みについて、中期経営計画「Hiday Challenge」の主な重点施策の取組推進状況についてご説明いたします。

〈中期経営計画「Hiday Challenge」の重点施策〉

##### イ.店舗戦略

新規出店を進めるとともに利益の確保が困難な不採算店を退店して、スクラップアンドビルドを推進することで収益の拡大・収益率の向上を図っております。

新規出店は21店舗（東京都6店舗、埼玉県1店舗、神奈川県2店舗、千葉県4店舗、茨城県3店舗、栃木県2店舗、群馬県3店舗）、退店が4店舗、直営からFC移行・FCから直営移行が各1店舗となりましたので、当事業年度末の直営店舗数は472店舗となりました。既存店のレイアウト変更、増床などを伴う改装・リニューアルも25店舗で実施しています。業態別店舗数は、「日高屋」（来来軒含む）が440店舗、「焼鳥日高」（大衆酒場日高含む）が27店舗、その他業態が5店舗となりました。これまで店舗の少なかった北関東エリアへ積極的に展開し、茨城県、栃木県、群馬県へ計8店舗出店を行いました。主力の東京圏駅前への出店も継続し、より多くのお客様にご来店いただくために出店地域を開拓しております。

## ロ.国内シェア拡大・海外進出、アライアンス・M&A

社会インフラとして雇用創出や地域活性化に貢献するため、直営店運営のほか当社の店舗運営ノウハウ、商品、サービスを有効活用したFC展開を拡大し、さらなる国内シェアの拡大・知名度の向上に努めます。

当社と共通の経営理念・価値観を持つ、株式会社オーシャンシステム（本社：新潟県三条市）とフランチャイズ契約を2025年10月17日に締結し、2026年4月に新潟県へ初出店いたしました。同社とともに「食」を通じて地域社会により一層貢献してまいります。詳しくは2025年10月6日開示の「フランチャイズ契約締結に関するお知らせ」をご覧ください。

今後も、アライアンスやM&Aによる企業価値の向上を検討してまいります。

## ハ.採用の強化・人財育成

採用面では、新卒・中途の採用活動を意欲的に継続し、2026年春の新卒採用は107人、当事業年度の中途採用は106人となりました。

出店エリアの拡大に伴い、北関東方面の採用活動での認知度が高まっております。こうした効果もあり高卒の職場見学・採用数とも過去最高となりました。

2025年4月にはベースアップと定期昇給を合わせて6%強の賃上げを実施、新卒初任給の引き上げは6年連続となりました。2026年2月には、正社員等への成長分配金4億47百万円を支給しました。決算賞与として開始して以来、18年連続して支給し、処遇改善に取り組みしました。

人財育成では、多様な教育機会を設けて取り組みを強化しています。CSB（Cleanliness Sanitation Buster）委員会、接客向上委員会、収益向上委員会の各委員会において、事例共有・情報交換が活発に行われているほか、接客コンテストを開催し接客スキルを参加者同士が評価・採点し優秀者にはGHS（グランド・ホスピタリティ・スペシャリスト）として表彰しました。従業員のモチベーションを高め、接客技術を磨きサービス品質の向上を図り、常に問題意識と改善意識を高める取り組みを継続しております。

特定技能外国人については、採用後の研修に加え在留資格申請等事務手続きサポートなどを充実させた結果、特定技能2号資格に2名合格し、同資格の合格者数は計4名となりました。

## ニ.DX推進戦略

店舗及び本社・工場において、業務の効率化・省人化推進のためDX推進戦略に取り組んでおります。店舗においては、タッチパネル式オーダーシステムの導入・切り替えを推進、2月末で全体の約89%の421店舗に拡充しました。また、主にロードサイドの新店においてセルフレジを導入し、現在17店舗で稼働中です。今後はロードサイドの既存店にも拡大してまいります。配膳ロボットはロードサイド店を中心に70店舗において73台が稼働中で、今後も継続的に導入を進めてまいります。

ビールジョッキ等を洗浄するグラスウォッシャーも拡充しており、2月末で224店舗に導入しております。手洗いに比べ、細部まで洗浄できるうえ洗浄時間の大幅な短縮を実現しており

ます。また、流水したままの洗浄と異なり節水効果も大きく、経費削減に繋がっています。

株主ご優待券・お食事券につきまして、印刷物による紙での運用を行っておりますが、利便性向上、印刷・管理コストの削減、店舗オペレーションの軽減を目的として電子化を検討しております。

社内管理システムについては、各種社内ワークフローの電子化を行ったほか、今後は人事給与システムの刷新など全社的にDXを推進してまいります。

#### ホ.事業拡大・新商品開発・販路戦略

商品面では、中華そば・野菜たっぷりタンメン等で使用する麺の製造方法を見直し、「細麺」「太麺」ともリニューアルし、従来以上に小麦の風味豊かな麺となりご好評を得ております。

キャンペーンについては、従来より夏に開催している「生ビール祭」に、陸ハイボールを加え「生ビールVSハイボール祭」として実施しました。「サワー祭、コカ・コーラ祭」も、ご好評にお応えして春・秋と2回実施いたしました。対象商品を割引価格で提供し、注文数の合計が前期を上回るとともにご来店客数増加にも寄りました。

期間限定メニューとして発売した「コリ旨!砂肝」を、ご好評のためグランドメニュー化したほか、「黒酢しょうゆ冷し麺」「冷麺」「チゲ味噌ラーメン」等の季節限定の人気商品を投入しました。現在はグランドメニュー化した「とんこつニラ南蛮」を当初期間限定で16年ぶりに投入するなど、お客様に選ぶ楽しさをご提供できるよう商品展開を行っております。

ご家族連れのお客様の多いロードサイド店ではドリンクバーを設置し、杏仁豆腐を販売するなど差別化を図っております。

焼鳥日高業態においては、10月に焼鳥日高浅草橋店のリニューアルオープンに合わせて3種類の豚骨ラーメンの販売を開始しました。ご好評につき順次販売店舗を増やしています。2月にはグランドメニューの変更を行うとともに焼鳥がさらにおいしく進化しました。

各業態とも、従来のグランドメニューについて断続的にブラッシュアップを行っており、飽きのこない美味しい料理を提供する努力を継続してまいります。

#### ヘ.ブランディングの強化

SNS、テレビCM、新聞広告、動画サイト、ホームページなど、多彩なコンテンツを活用して、新商品やお得なキャンペーンなどをタイムリーに紹介・発信、お客様に楽しい食事を想起していただけるよう活動しております。テレビ番組や動画配信サイトにて店舗を取り上げていただく機会も増え、多くの視聴者にご覧いただいております。SNSについてはフォロワー数が前期比1万人以上増加し、着実に発信力をつけております

6月に「生ビールVSハイボール祭」の開催に先駆け、キャンペーンに合わせて発売される「コリ旨!砂肝」を堪能いただくメディア関係者向けちょい飲み体験会を実施し、おすすめの組み合わせなどを紹介しました。

全国のコンビニ、ドラッグストア、量販店等において、メーカーとのコラボ商品である日高

屋監修のカップ麺、チルド・冷凍食品が販売され、好調な販売実績となっております。

今後も、お食事・ちょい飲み両方のご期待に沿える店作りを目指すとともに、店舗以外で「日高屋」ブランドを訴求する取り組みを継続してまいります。

#### ト.サステナビリティの取組推進

環境面の取り組みとして、国際的な環境調査・情報開示を行う非営利団体であるCDPの「2025気候変動質問書」に回答し、昨年に引き続き「B」ランクの評価を獲得しました。

当社は、地球環境保全への取り組みが重要な経営課題の一つであると認識しており、気候変動への対応として温室効果ガスの排出量（Scope 1、2）は2018年を基準年として2030年度に30%削減する目標を掲げています。引き続き、事業活動を通じて持続可能な社会の発展に貢献し、すべてのステークホルダーの皆様とともに、サステナビリティ課題に取り組んでまいります。

トップマネジメントインタビュー、中長期の経営戦略・計画、ESG/サステナビリティ戦略等、当社の持続性と成長性を掲載した統合報告書を制作中です。本報告書は、株主・投資家、就職希望者の皆様をはじめとするステークホルダーとの重要なコミュニケーションツールとして2026年秋頃に発信予定です。

上記施策の推進に加えて、新店の売上が好調であること、既存店のご来店客数の持続的な増加、各種ポイントやキャッシュレス関連キャンペーン、コロナ禍で短縮した営業時間の延長に取り組んだことなどが奏功し、通期累計の売上高は3期連続で過去最高を更新し622億52百万円（前期比11.9%増）となりました。12月度の売上高、ご来店客数は単月として過去最高となり、各月の売上高、ご来店客数はそれぞれ36か月連続、29か月連続で同月対比最高を記録しました。

生産、原価面につきましては、米、豚肉、卵、アルコール類等の各種食材購入価格上昇もあり、原価率は30.8%（前期は29.7%）となりました。

販売費及び一般管理費は、増収効果によって人件費の増加、水道光熱費や物流費などのコスト上昇分を吸収して、対売上高比が58.6%（前期は60.4%）に低下しました。

この結果、利益面では、各段階で過去最高額を更新し、営業利益は65億84百万円（前期比19.4%増）、経常利益65億87百万円（前期比16.5%増）、当期純利益は47億31百万円（前期比15.6%増）となりました。

なお、当期純利益は賃上げ促進税制の適用による約3億円の税額控除後の金額です。

飲食店チェーン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

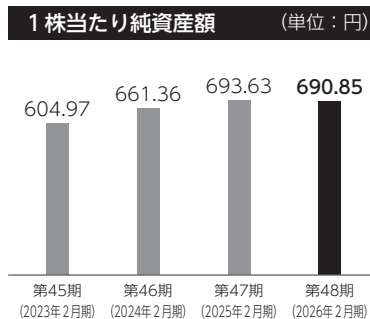
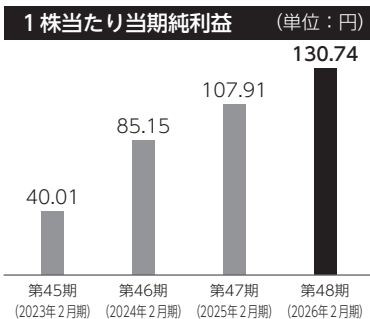
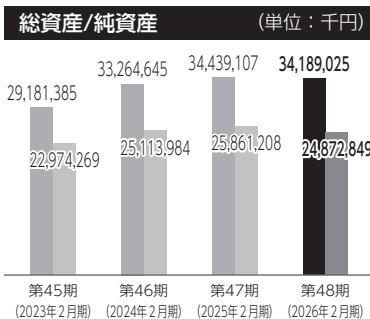
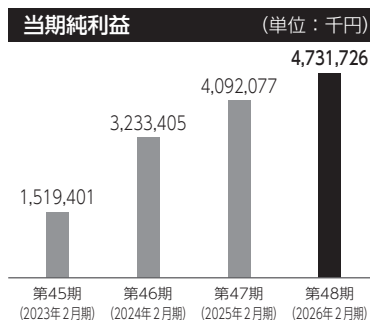
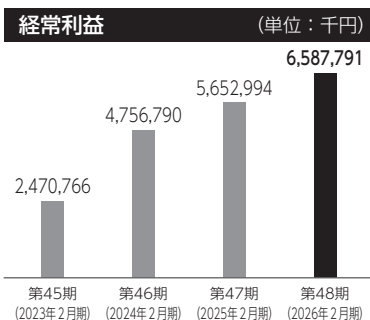
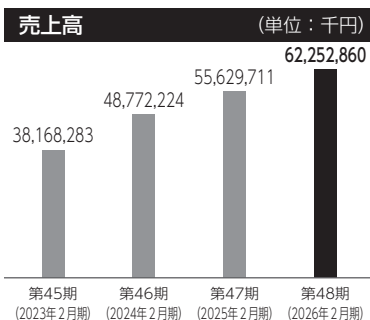
② 設備投資の状況

当期中における設備投資につきましては、当期中に新規開設した21店舗の差入保証金及び内装設備工事費用、既存店の改装費用などにより総額29億40百万円となりました。その内訳は、次期開設店舗分も含めた新規出店14億99百万円、改装費用など14億41百万円であります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区分		第45期 (2023年2月期)	第46期 (2024年2月期)	第47期 (2025年2月期)	第48期 (2026年2月期)
売上高	(千円)	38,168,283	48,772,224	55,629,711	62,252,860
経常利益	(千円)	2,470,766	4,756,790	5,652,994	6,587,791
当期純利益	(千円)	1,519,401	3,233,405	4,092,077	4,731,726
1株当たり当期純利益	(円)	40.01	85.15	107.91	130.74
総資産	(千円)	29,181,385	33,264,645	34,439,107	34,189,025
純資産	(千円)	22,974,269	25,113,984	25,861,208	24,872,849
1株当たり純資産額	(円)	604.97	661.36	693.63	690.85

### (3) 対処すべき課題

今期は、米国の通商政策による影響が一部の産業に見られるものの、景気は緩やかに回復しております。一方で賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、個人消費は力強さを欠く中での業務運営となりました。

当社を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少、業種業態を超えた競争の激化、人財獲得競争に伴う賃金上昇、原材料価格・物流費等のコスト上昇が続き、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境の中ではありますが、首都圏は更なる成長が見込める国内最大の消費マーケットであると考えており、引き続き首都圏600店舗体制を目指すとともに、以下の課題に取り組み、事業の拡大、収益基盤の強化を目指してまいります。

#### ① 売上増加施策・出店

ポイントサービスやキャッシュレス決済サービスとのタイアップキャンペーンを断続的に実施しております。また、テイクアウトやデリバリーにより、様々な生活様式に対応しご満足いただける店づくりに努めます。

出店におきましては、従来からの駅前繁華街への出店を進めるとともに、ロードサイドへの出店とスクラップアンドビルドも積極的に行います。

#### ② 就労環境の改善

タッチパネル式オーダーシステム、配膳ロボット、ライスロボなどを拡充し店舗従業員の就労環境改善に努めます。このことは店舗業務の省人化、効率化、コスト削減にもつながります。また、有給休暇取得の推進やインターバル時間の確保に努めます。

#### ③ コーポレートガバナンスコード

監査等委員会により、取締役会における監督機能を強化し、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図っております。2026年2月20日には、取締役の指名および報酬等に係る取締役会の機能の独立性および客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しました。

#### ④ ESG、持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

サステナビリティ委員会では、環境・社会・ガバナンスにかかわる課題を抽出し、対応策を検討したうえで取り組んでおります。温室効果ガスの排出量（Scope 1、2、3）を定量化し、削減に向けて対応してまいります。また、セントラルキッチンにおいては野菜くずを資源循環工場で肥料化し環境にやさしい工場を目指しております。

#### ⑤ 工場における生産性向上

北関東や国内未開拓マーケットである隣接県に出店を拡大する方針と平仄をあわせて、工場の拡張（含む新工場建設）、ストックヤードの拡充を引き続き検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取り組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) **主要な事業内容** (2026年2月28日現在)

当社は、東京都、埼玉県を中心に、神奈川県、千葉県、栃木県、茨城県、群馬県において、「日高屋」「焼鳥日高」を主体に直営で472店舗展開しており、これらの店舗において提供する料理の品質向上と均一化を図るため、自社工場で麺、スープ、餃子等を開発、製造しております。

(5) **主要な営業所及び工場** (2026年2月28日現在)

店舗

地	域	店舗数
東	京 都	210店舗
埼	玉 県	109
神	奈 川 県	73
千	葉 県	59
茨	城 県	9
栃	木 県	6
群	馬 県	6
合	計	472

工場 行田工場 埼玉県行田市

当期において開設した店舗は以下のとおりであります。

- 1.東村山東口店
- 2.高崎緑町店
- 3.館林緑町店
- 4.ユニクス秩父店
- 5.上大岡西口北店
- 6.足利八幡町店
- 7.JR拝島駅南口店
- 8.前橋文京町店
- 9.羽村緑ヶ丘店
- 10.結城バイパス店
- 11.上大岡西口南店
- 12.焼鳥日高 王子北口店
- 13.ひたちなか店
- 14.市原五井店
- 15.LICOPA東大和店
- 16.大田原美原店
- 17.ゆりまち袖ヶ浦店
- 18.水戸赤塚店
- 19.松戸新店
- 20.イオンタウン稲毛長沼店
- 21.焼鳥日高 新小岩北口店

※店舗名のみは「日高屋」であります。

(6) 使用人の状況 (2026年2月28日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,089名	101名増	35歳5ヶ月	8年10ヶ月

- (注) 1. 上記使用人のほか、2026年2月28日現在で11,182名の使用人（パート、アルバイト）を雇用しております。
2. 当社グループは飲食店チェーン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(7) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,880,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,147,116株
- (3) 株主数 27,910名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
神田正	3,621,633株	10.05%
神田賢一	3,018,187	8.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,745,400	7.62
U S B K N A J P I & W T S	2,712,643	7.53
麒麟麦酒株式会社	1,104,665	3.06
町田功	1,019,043	2.83
昭和産業株式会社	658,900	1.83
株式会社武蔵野銀行	647,060	1.79
株式会社みずほ銀行	643,777	1.78
日本生命保険相互会社	567,318	1.57

(注) 持株比率は自己株式 (2,144,097株) を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役執行役員会長	神田 正	
代表取締役執行役員社長	青野 敬成	
取締役執行役員	原田 隆行	営業本部長兼営業部長
取締役執行役員	島崎 幸司	行田工場長
取締役	石田 徹	(株)アイ・オール・ディレクションズ代表取締役社長 (株)かわでん社外取締役
取締役	齊藤 三希子	エスエムオー(株)代表取締役CEO (株)バルカー社外取締役 (株)東和銀行社外取締役
取締役(監査等委員)	小山 茂和	(株)ヤギ社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	奥村 太久実	むさしの税理士法人相談役 エムティジェネックス(株)社外取締役 (監査等委員)
取締役(監査等委員)	平栗 敬子	弁護士登録 リンク総合法律事務所

- (注) 1. 取締役の石田徹氏及び齊藤三希子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の小山茂和氏、奥村太久実氏及び平栗敬子氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)の小山茂和氏は金融機関等における長年の職務経験があり、取締役(監査等委員)の奥村太久実氏は税理士であり、取締役(監査等委員)の平栗敬子氏は弁護士であり、それぞれ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役の石田徹氏及び齊藤三希子氏並びに取締役(監査等委員)の小山茂和氏、奥村太久実氏及び平栗敬子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を置いておりません。
6. 赤地文夫氏及び渋谷道夫氏は2025年5月27日をもって当社取締役を任期満了により退任しております。

## (2) 取締役の報酬等に関する事項

### ① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は2023年5月24日開催の第45回定時株主総会において、固定枠として年額1億60百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)、変動枠として当事業年度の当期純利益の3%以内(上限50百万円とし、社外取締役には支給しない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち、社外取締役は2名)です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は2023年5月24日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役は3名)です。

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、報酬等の総額に関しては株主総会、個別の報酬等の額の算定方法に関しては取締役会、個別の報酬等の額に関しては取締役会から一任された代表取締役会長であります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の職責や役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定枠報酬と、会社業績に応じて支給する変動枠報酬で構成されております。

固定枠報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位及び業績を考慮した報酬としております。

変動枠の算定方法としては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当事業年度の当期純利益の3%以内(上限50百万円とし、社外取締役には支給しない)としており、これらの金額を社外取締役を除いた取締役の固定枠部分の報酬額の割合に応じて配分した額を各取締役への個別支給額としております。

当期純利益を変動枠算定の指標として選択した理由は、当社において重要な経営指標として認識しているためであります。

社外取締役ににつきましては、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定枠報酬のみとしております。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る基本方針につきましては、取締役会にて、上記株主総会決議の範囲内において決定しております。また、その具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役執行役員会長神田正氏が決定しており、2025年5月27日開催の取締役会にて代表取締役執行役員会長への一任を決議しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うのに適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査等委員である取締役)

監査等委員である取締役の報酬は経営に対する独立性を重視する観点から固定枠報酬のみとしております。固定枠報酬については、職務分担等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個別の報酬額を決定しております。

## ② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百 万 円)	
			固定枠報酬	変 動 枠 (業績連動)報酬
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7 (3)	112 (9)	77 (9)	35 (—)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	4 (4)	13 (13)	13 (13)	— (—)
合 計 (うち社外取締役)	11 (7)	126 (22)	91 (22)	35 (—)

- (注) 1. 当事業年度に係る報酬等の額には変動枠報酬として35百万円が含まれております。なお、当事業年度における当期純利益は4,731百万円であります。上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。
2. 上記のほか、第47期に係る役員賞与30百万円を取締役の報酬の変動枠(社外取締役は対象外)として当事業年度において支払っております。
3. 上記には2025年5月27日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外役員の重要な兼職の状況については、「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。  
なお、兼職先である法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	石 田 徹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監督と経営への助言を行っております。
取 締 役	齊 藤 三 希 子	2025年5月27日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。コンサルタント会社の経営経験と豊富な知見に基づく、独立かつ公正な立場での、経営全般の監督と経営への助言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	小 山 茂 和	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。金融機関及び事業会社での見識を活かして、取締役会において大局的かつ客観的な発言を行っております。また、監査等委員会において適宜、監査についての重要事項に関する発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	奥 村 太 久 実	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会16回のうち15回に出席いたしました。税務や経営についての見識を活かして取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において適宜、監査についての重要事項に関する発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	平 栗 敬 子	2025年5月27日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての幅広い経験と知見に基づく独立かつ公正な立場での発言を行っております。また、監査等委員会において適宜、監査についての重要事項に関する発言を行っております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の役員であり、全ての被保険者について、当該保険契約の保険料を、当社が全額負担しております。

### 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			27百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			27百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、その報酬額は妥当であると認められたため、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出します。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

### 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「企業倫理綱領」を定め、全役職員の活動規範を明確にするとともに、コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織として「サステナビリティ委員会」を設置して、日常的に啓蒙、研修等を通じて法令・定款及び社会規範の遵守を全役職員に徹底する。
- ② 当社は、役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルプライン）を設け、これを運営する。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ③ 当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、これを排除する。このため、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力と不当要求事案等への対決姿勢を明記し全役職員に徹底するとともに、当該事態が発生した場合には総務部を対応統括部署として、警察等外部専門機関とも連携を図りこれに対応する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に関する諸情報を文書または電磁的媒体により記録し、適切に保存及び管理する。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取り組む。
- ② 有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、社外取締役の任用及び執行役員制度の導入により、業務の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務の執行の効率化と取締役会のチェック機能を強化する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年とし、併せて業績連動報酬を取り入れて経営責任の明確化を図る。
- ② 取締役会は、法令、定款並びに取締役会規程に基づいた付議事項を審議、決定する。また、取締役会で選任された執行役員は、職務分掌、職務権限等組織運営規程に従って、効率的・効果的な業務の執行を行う。

**(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社単独での事業活動を行っており該当事項はありません。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき者として、監査等委員会の求めに応じ監査等委員会補助者を置く。監査等委員会補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び業務執行者からは独立し、監査等委員会の指示に従い監査等委員会の補助のみを行う。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

監査等委員会から委嘱を受けて、監査等委員会の職務を補助すべき者を配置する場合には、その任命及び任命後の人事異動、報酬・評価、懲戒処分について、監査等委員会の同意を得るものとする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会の職務を補助すべき者に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意するものとする。

(8) **取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び従業員は、法令の規定事項のほか、監査等委員会の要請に応じて以下をはじめとする主要な報告及び情報の提供を行うこととする。

- ・内部統制のシステム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、当該事実に関する事項
- ・内部監査部門の監査状況、社内外の通報制度の運用及び通報内容、サステナビリティ委員会並びにリスク管理委員会の活動状況に関する事項
- ・当社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容

監査等委員会への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行わないものとする。

(9) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ① 監査等委員会は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ② 監査等委員会は、内部監査部門から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図る。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図る。
- ④ 監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を当社に請求した場合は、当社はこれを速やかに処理する。監査等委員が、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する場合の費用を当社に請求した場合も、当社はこれを速やかに処理する。

(10) **財務報告に関わる内部統制の整備及び運用に関する体制**

当社は、財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、財務報告に関わる内部統制を整備し、これを運用する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月の定時取締役会に加えて、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

### (2) コンプライアンス体制について

コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織としての「サステナビリティ委員会」で当社のコンプライアンスに関する課題を把握し、その対応策を実施しています。役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルプライン）を設け、これを運営しております。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない旨を規定しております。

### (3) リスク管理について

「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取り組んでおります。有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備しております。

### (4) 監査等委員会について

監査等委員会は、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等との連携を図っており、監査の実効性を確保しております。また、監査等委員は、取締役会への出席並びに重要な会議への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」としては、コーポレートガバナンスを確立し、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の増大に資する者が望ましいと考えており、このため

- ① 法令・社会規範を遵守し、客観性と透明性を確保する経営体制の構築
- ② 経営資源の有効活用による業績の継続的な向上と適正な利益還元
- ③ 顧客・従業員をはじめとするすべてのステークホルダーとの相互信頼に基づく共存共栄を経営の基本方針として、企業価値並びに株主共同の利益の増大に取り組んでまいります。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み等について

当社は、基本方針の実現に向けて以下のとおり努めております。

#### ① 企業価値向上への取組みについて

当社は、創業以来「駅前の屋台」を基本コンセプトとして、国民食といわれるラーメンを主体とする大衆中華を、低価格かつ高水準の品質とサービスで提供するべく直営店方式にこだわって展開してまいりました。また、立地戦略においては駅前一等地に注力する一方、主要食材であるラーメン、餃子、スープ等については自社工場で製造し、品質の維持向上とコストの低減を図ってまいりました。そしてまた、経営理念・ビジョンを共有した経営者と従業員との深い信頼に基づいた一体運営をベースにおくとともに、取引先とも親密な取引・協力関係を築いてまいりました。このような事業活動のもとで、お客様のご支持をいただき、現在順調な拡大を続けており、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

#### ② 大規模買付け提案への考え方について

当社は現在、大規模買付け者が出現した場合の特別な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を定めてはおりません。しかしながら、企業価値の増大並びに株主共同の利益を毀損しないためにも当社の株式移動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合は、直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、新規出店地域の拡大、既存店舗の改装・リニューアル、1,000店舗体制に向けた新工場の建設などの成長戦略の推進、不慮の事業リスクに備えるため、一定の内部留保を確保し、財務基盤を強化することを基本方針としております。

この基本方針のもと、2026年4月10日開催の取締役会において、安定的かつ持続的な配当を実現するため、従来の「配当性向40%」の目標から「純資産配当率（DOE）目標4%以上」に変更いたしました。なお、業績向上に応じて増配や株式分割等の利益還元策を積極的に行っていく方針であります。また、投資余力、株価水準などを勘案して、機動的に自己株式取得も検討してまいります。

当期の配当につきましては、2025年11月6日に中間配当として1株当たり23円を実施しております。期末配当は、2026年4月10日開催の取締役会で1株当たり29円と決定しました。2026年5月27日が効力発生日となります。

# 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,631,764</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,271,773</b>
現 金 及 び 預 金	12,218,467	買 掛 金	1,587,676
売 上 預 け 金	124,287	未 払 金	1,393,891
売 掛 金	2,306,787	未 払 費 用	1,560,942
店 舗 食 材	314,773	未 払 法 人 税 等	1,066,609
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	64,866	未 払 消 費 税 等	935,341
前 払 費 用	467,236	預 り 金	83,734
そ の 他	135,345	前 受 収 益	6,111
<b>固 定 資 産</b>	<b>18,557,260</b>	賞 与 引 当 金	569,292
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>10,582,794</b>	資 産 除 去 債 務	3,653
建 物	7,161,758	そ の 他	64,520
構 築 物	43,337	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,044,402</b>
機 械 及 び 装 置	939,639	長 期 未 払 金	213,240
車 両 運 搬 具	6,600	長 期 預 り 保 証 金	63,430
工 具、器 具 及 び 備 品	1,031,220	資 産 除 去 債 務	1,763,396
土 地	1,394,502	そ の 他	4,335
建 設 仮 勘 定	5,737	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,316,175</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>136,707</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
商 標 権	1,062	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,724,213</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	121,524	資 本 金	1,625,363
電 話 加 入 権	10,275	資 本 剰 余 金	1,701,684
そ の 他	3,845	資 本 準 備 金	1,701,680
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>7,837,757</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	4
投 資 有 価 証 券	1,272,697	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>27,576,929</b>
出 資 金	1,009	利 益 準 備 金	38,663
長 期 前 払 費 用	197,393	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,538,266
敷 金 及 び 保 証 金	4,393,005	別 途 積 立 金	14,194,445
保 険 積 立 金	1,157,144	繰 越 利 益 剰 余 金	13,343,821
店 舗 賃 借 仮 勘 定	6,647	<b>自 己 株 式</b>	<b>△6,179,764</b>
繰 延 税 金 資 産	798,684	評 価 ・ 換 算 差 額 等	148,636
そ の 他	29,624	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	148,636
貸 倒 引 当 金	△18,449	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>24,872,849</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>34,189,025</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>34,189,025</b>

# 損益計算書

( 2025年3月1日から  
2026年2月28日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		62,252,860
売上原価		19,197,796
売上総利益		43,055,063
販売費及び一般管理費		36,470,900
営業利益		6,584,163
営業外収益		
受取利息	25,996	
受取配当金	5,746	
受取手数料	2,983	
受取貸付料	7,512	
受取補償金	22,293	
雑収入	35,586	100,120
営業外費用		
固定資産除却損	73,646	
雑損	22,845	96,491
経常利益		6,587,791
特別損失		
減損損失	40,832	40,832
税引前当期純利益		6,546,959
法人税、住民税及び事業税	1,858,308	
法人税等調整額	△43,076	1,815,232
当期純利益		4,731,726

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

( 2025年3月1日から  
2026年2月28日まで )

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計								
当期首残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	14,194,445	10,409,551	24,642,659	△2,177,104	25,792,603
当期変動額										
剰余金の配当							△1,797,456	△1,797,456		△1,797,456
当期純利益							4,731,726	4,731,726		4,731,726
自己株式の取得									△4,002,660	△4,002,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,934,270	2,934,270	△4,002,660	△1,068,390
当期末残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	14,194,445	13,343,821	27,576,929	△6,179,764	24,724,213

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	68,605	68,605	25,861,208
当期変動額			
剰余金の配当			△1,797,456
当期純利益			4,731,726
自己株式の取得			△4,002,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	80,031	80,031	80,031
当期変動額合計	80,031	80,031	△988,358
当期末残高	148,636	148,636	24,872,849

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- |                      |   |
|----------------------|---|
| 満期保有目的の債券            | 償却原価法   |
| その他有価証券              |   |
| ・市場価格のない株式等<br>以外のもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法   |
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- |                     |  |
|---------------------|--|
| ・店舗食材（生産品）<br>（購入品） | 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）<br>月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ・原材料                | 月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）                                   |
| ・貯蔵品                | 最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  |
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 店舗建物      | 8年～29年 |
| 工場建物      | 8年～60年 |
| 機械及び装置    | 1年～20年 |
| 工具、器具及び備品 | 1年～20年 |
| 車両運搬具     | 2年～6年  |
- ② 無形固定資産
- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・その他の無形固定資産  | 定額法によっております。                     |
- ③ 長期前払費用
- 均等償却を実施しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、料理及び飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しており、顧客に飲食を提供した時点において、顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。なお、提携している外部ポイントプログラムを使用し、売上時に顧客へポイントを付与した際は、そのポイント付与分を控除した額で収益を認識しております。

対価は、顧客が選択された決済手段に従って、履行義務充足と同時又はクレジット会社等が別途定める支払い条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

**2. 表示方法の変更に関する注記**

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「協賛金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

店舗固定資産の減損

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
店舗固定資産	7,882,903千円	40,832千円

#### ②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### イ.算出方法

当社では、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候が認められる店舗について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており店舗の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは事業計画に基づいて算定しております。

##### ロ.主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、来店客数の見通しであります。来店客数については、直近の実績に基づき予測しており、翌事業年度以降も安定的に推移するものと見込んでおります。

##### ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である来店客数の見通しは見積りの不確実性が存在するため、物価上昇に伴う外食意欲の減退などにより店舗の業績が悪化した場合など、仮定の見直しが必要となった場合、減損損失を認識する可能性があります。

### 4. 会計上の見積りの変更

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更に伴い、資産除去債務が68,457千円増加しております。

なお、この変更に伴い計上した有形固定資産に対する減価償却費を計上したため、当事業年度の営業利益が12,492千円減少、経常利益が12,492千円減少し、税引前当期純利益が12,492千円減少しております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

固定資産の減価償却累計額

有形固定資産

13,997,437千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	38,147,116株	－株	－株	38,147,116株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	863,274株	1,280,823株	－株	2,144,097株

(注) 自己株式の当事業年度の株式数の増加1,280,823株は、単元未満株式の買取請求による増加823株及び取締役会決議による自己株式取得による増加1,280,000株によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ. 2025年4月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 969,379千円
- ・1株当たり配当額 26円
- ・基準日 2025年2月28日
- ・効力発生日 2025年5月28日

ロ. 2025年10月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 828,076千円
- ・1株当たり配当額 23円
- ・基準日 2025年8月31日
- ・効力発生日 2025年11月6日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2026年4月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,044,087千円
- ・1株当たり配当額 29円
- ・基準日 2026年2月28日
- ・効力発生日 2026年5月27日
- ・配当原資 利益剰余金

- (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	173,804千円
未払事業税等	96,213千円
減損損失	217,954千円
減価償却超過額	35,447千円
資産除去債務	551,796千円
未払役員退職慰労金	67,021千円
その他	91,079千円
繰延税金資産小計	1,233,317千円
評価性引当額	△149,476千円
繰延税金資産合計	1,083,841千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△217,026千円
その他有価証券評価差額金	△68,129千円
繰延税金負債合計	△285,156千円
繰延税金資産の純額	798,684千円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い預金等で運用し、また資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。またデリバティブ取引等、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との取引関係等の円滑化を保有

目的とする株式等であり、上場株式及び債券は、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入の相手先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券の信用リスクに関しては、リスク管理規程に従い、経営企画部が新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証すると共に、相手先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金に係る相手先の信用リスクに関しては、リスク管理規程に従い、店舗開発部が新規取引時及び契約更新時に相手先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券に係る市場価格の変動リスクに関しては、リスク管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価や財務状況を把握し、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、リスク管理規程に従い、各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成、更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	998,324	998,190	△134
その他投資有価証券	271,872	271,872	—
敷金及び保証金	4,393,005	3,771,672	△621,332

(注1) 現金は注記を省略しており、預金及び売掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券非上場株式	2,500

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	12,010,931	—	—	—
売掛金	2,306,787	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	998,324	—	—
合計	14,317,718	998,324	—	—

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	271,872	—	—	271,872
資産計	271,872	—	—	271,872

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	998,190	—	998,190
敷金及び保証金	—	3,771,672	—	3,771,672
資産計	—	4,769,862	—	4,769,862

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

満期保有目的の債券

国債及び社債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している国債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
東京都	29,530,624
埼玉県	13,320,781
神奈川県	9,755,424
千葉県	7,360,212
茨城県	829,846
栃木県	728,054
群馬県	727,916
顧客との契約から生じる収益	62,252,860
その他の収益	—
外部顧客への売上高	62,252,860

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から当事業年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 690円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 130円74銭 |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月16日

株式会社ハイデイ日高  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口 宗夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイデイ日高の2025年3月1日から2026年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月17日

株式会社ハイデイ日高 監査等委員会

監査等委員（社外取締役）小 山 茂 和 ㊟

監査等委員（社外取締役）奥 村 太 久 実 ㊟

監査等委員（社外取締役）平 栗 敬 子 ㊟

以 上

## 第48回定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5  
パレスホテル大宮「ローズルーム」(4階)TEL 048-647-3300  
最寄駅 JR大宮駅(西口より徒歩5分)



### <お土産について>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 📍 アクセス

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。